

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

◎徴収猶予の『特例制度』

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方（対象となる方については税務徴収課徴収推進室にご確認ください。）は、1年間、市税の徴収の猶予を受けることができます。担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

（注）猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

◎その他の猶予制度

【徴収の猶予】

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は対象となります（徴収の猶予：地方税法第15条）。

（ケース1）災害により財産に相当な損失が生じた場合

（ケース2）ご本人またはご家族が病気にかかった場合

（ケース3）事業を廃止し、または休止した場合

（ケース4）事業に著しい損失を受けた場合

【申請による換価の猶予】

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当する場合は対象となります（申請による換価の猶予：地方税法第15条の6）。

▷詳細については税務徴収課徴収推進室へご相談ください。

問 本庁 税務徴収課徴収推進室 ☎52-1111 内線240

農業振興地域整備計画の総合見直しについて

市では、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、令和2年度から令和3年度末にかけて「農業振興地域整備計画」の総合見直しを行います。

農業振興地域整備計画とは、当市の農業の健全な発展、優良な農地の保全や管理を含めた農地の効率的な利用を図り、集团的農地などの優良農地について農用地区域として定め、今後の農業振興地域の基盤となるべき農地等を確保するための計画です。

農地に農業用施設や住宅等を建てる際に、その土地が農用地区域に定められている場合には、用途の変更や農用地区域からの除外申請等が必要になります。

この総合見直しに伴い、関係機関との協議等が必要となることから、個別の除外申請等に関する受けを次のとおり一時休止しますので、農用地区域からの除外申請等を検討している方は、お早めにご相談ください。

※総合見直しは令和4年3月31日に完了予定としていますが、関係機関との協議等によっては申請受付休止期間が延長となる可能性があります。その際は、お知らせ版・ホームページ等で改めてお知らせいたします。

◆申請受付休止期間（予定） 令和2年8月1日から令和4年3月31日まで

問 本庁 農林振興課農業畜産G ☎52-1111 内線207